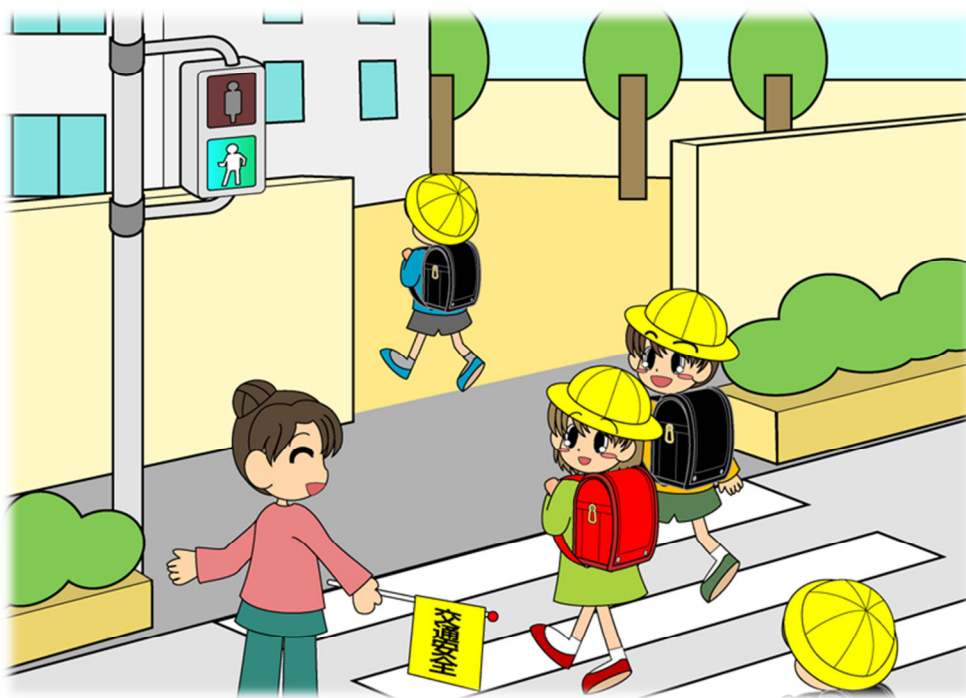


美唄市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成 26 年 9 月

美唄市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「美唄市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・美唄市教育委員会学務課
- ・美唄市教育委員会指導室
- ・美唄市市民部生活環境課
- ・美唄市都市整備部都市計画課
- ・美唄市都市整備部都市整備課
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢道路事務所
- ・北海道空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所
- ・北海道札幌方面美唄警察署
- ・美唄市校長会
- ・美唄市PTA代表

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の全小学校5校において、各学校から報告された危険箇所を対象に、年1回合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重要課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを確認するため、小学校への聞き取りを実施するなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【添付資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図